

付帯メニュー定義書

【再エネ100サービス】

令和2年7月1日実施

湘南電力株式会社

目次

1. 実施期日	3
2. 定義	3
3. 適用条件	3
4. サービス内容	4
5. 適用期間	4
6. 適用廃止	4
7. 再エネ100サービスの定義書の変更及び廃止	4

付帯メニュー定義書【再エネ100サービス】(以下「再エネ100サービスの定義書」といいます。)は、当社の電気をご契約いただいているお客様向けに当社の電気需給約款(低圧)(以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(以下「電気料金メニュー定義書」)にもとづき計算される電気料金にサービス料金として合算する取り扱いを定めたものです。

1. 実施期日

再エネ100サービスの定義書は、令和2年4月1日より実施、適用します。

2. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、再エネ100サービスの定義書においても同様の意味で使用します。

① 再エネ100サービスとは

当社がお客さまへ供給しています電源を全て再生可能エネルギー(FIT電気を含む)にすることで再生可能エネルギーの価値のある電源を供給します。

なお、FIT電気とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定買取価格制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により、賄われており、この電気のCO2排出量については火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

② J-クレジットとは

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度を活用することで、お客さまに代わり当社がJ-クレジット(再エネ由来)を活用し、代理無効化することで、お客さまの購入電気由来の二酸化炭素排出をゼロにいたします。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の公表制度において、電気購入由来の二酸化炭素排出量をゼロとして算定頂くことができます。

3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、再エネ100サービス(以下、「本サービス」といいます。)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)の契約者であること。
- ② お客さまが選択した当社の電気料金メニューが湘南のでんき電灯B、湘南のでんき

電灯 C、湘南のでんき動力、湘南のガスとでんき電灯 B、湘南のガスとでんき電灯 C、湘南のオール電化電灯 B、湘南のオール電化電灯 C に該当すること。

- ③ 動力をご使用のお客様向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4. サービス内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの電力量料金に使用電力量に乗じて下記のサービス料金（燃料調整費額を除く）を合算します。

使用電力量 1 キロワット時につき	1.00 円
-------------------	--------

(税込)

5. 適用期間

- (1) 本サービスの適用開始日は、原則として本サービスが付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。
- (2) 本サービスの適用期間は、(1) に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) (2) に定める適用期間の満了に先立って需給約款 3 2（他の電気料金メニューの変更）にもとづき、料金メニューの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

6. 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本サービスの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合
電気需給約款 3 4（電気需給契約の廃止）または、3 7（解約等）による解約日
- (2) (1) 以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の計量日
なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1) で定める解約日

7. 再エネ 1 0 0 サービスの定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本サービスの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (3) 当社は、本サービスの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあら

かじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (4) 当社は、本サービスの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（この需給約款等の変更）（4）および（5）、（6）に準じます。